

登録商標「サンローラン」不使用取消審決取消請求事件：知財高裁平成 27(行ケ)10067・平成 27 年 12 月 10 日（4 部）判決〈請求棄却〉

【キーワード】

登録商標の使用証明，登録商標と社会通念上同一と認められる商標（法 50 条 1 項）

【事案の概要】

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 被告（株式会社北尾化粧品部）は，以下の商標（登録第 5 3 5 0 1 7 号。以下「本件商標」という。）の商標権者である（甲 1， 2）。

登録商標：別紙商標目録記載のとおり

登録出願：昭和 3 2 年 1 2 月 2 9 日

設定登録：昭和 3 4 年 3 月 2 6 日

更新登録：昭和 5 5 年 2 月 2 9 日，平成 1 年 2 月 2 7 日，平成 1 0 年 1 0 月 2 7 日，平成 2 0 年 1 0 月 7 日

指定商品（平成 2 1 年 3 月 1 1 日書換登録後のもの）：第 3 類「人造じゃ香，その他の香料類（薫料・香精・天然じゃ香・芳香油を除く。），吸香，におい袋，香水，その他の香水類，フケ取り香水，香油，髪膏，おしろい，化粧下」

(2) 原告（イヴ サンローラン パルファン）は，平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日，特許庁に対し，本件商標は，その指定商品について，継続して 3 年以上日本国内において商標権者，専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが使用した事実がないから，商標法 5 0 条 1 項の規定により取り消されるべきであるとして，本件商標の商標登録の取消しを求めて審判を請求し，当該請求は，平成 2 6 年 1 月 1 5 日に登録された（甲 1）。

(3) 特許庁は，これを取消 2 0 1 3 - 3 0 1 1 0 3 号事件として審理し，平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との別紙審決書（写し）記載の審決（以下「本件審決」という。）をし，その謄本は，同月 1 8 日，原告に送達された。

(4) 原告は，平成 2 7 年 4 月 1 5 日，本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は，別紙審決書（写し）のとおりであり，その要旨は以下のとおりである。

(1) 商標権者である被告は，平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日に「オーデトワレ（フローラルグリーン）」及び「オーデトワレ（フレッシュブーケ）」についてローナ美容室と取引があったことが，売上伝票，払込取扱票及びローナ美容室の

代表者の購入確認書から認められるとともに、平成24年9月20日に「オーデトワレ（フローラルグリーン）」について、有限会社フェローニと取引があったことが、売上傳票及び当座勘定照合表から認められる。そして、当該商品パッケージの表面部分には「SANLOURAN」の表示、裏面には「サンローラン／サロンオーデトワレ／（オーデコロン）」及び被告の表示、側面には「オーデトワレ／フローラルグリーン」の表示があることが上記代表者の購入確認書記載の写真によって認められることから、売上傳票記載の「オーデトワレ（フローラルグリーン）」及び「オーデトワレ（フレッシュブーケ）」の商品と、「サロンオーデトワレ／フローラルグリーン」及び「サロンオーデトワレ／フレッシュブーケ」とは同一の商品であって、香水の範ちゅうに属し、該商品には「サンローラン」が表示されていることが認められる。

(2) さらに、平成23年2月9日に「サロンベースクリーム」について、はたの真珠と取引があったことが、売上傳票、払込取扱票及びはたの真珠の代表者の購入確認書から認められ、上記商品パッケージと商品には、「サンローラン」、「サロンベースクリーム（メイクアップベース）」等が表示されていることから、化粧下（メイクアップベース）であると認められる。

(3) そうすると、被告は、本件審判の請求の登録（平成26年1月15日）前3年以内（以下「要証期間」という。）である平成24年9月20日及び平成25年11月25日に香水の範ちゅうに属する「オーデトワレ（フローラルグリーン）」及び「オーデトワレ（フレッシュブーケ）」並びに平成23年2月9日に「化粧下」について、本件商標と社会通念上同一の商標を商品の包装に表示し、取引したものといい得る。

したがって、被告は、要証期間内に、日本国内において、本件審判の請求に係る指定商品中、「香水、化粧下」について、本件商標の使用をしていることを証明したと認められるから、本件商標登録は、商標法50条の規定により取り消すことができない。

3 取消事由

本件商標の使用の有無に係る認定判断の誤り

【判 断】

1 認定事実

証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 被告は、各種一般化粧料及び石鹸の製造販売等を業とする株式会社である。

(2) 被告は、平成25年11月25日、ローナ美容室（代表者：A）に対し、「商品コード／品名：オーデトワレ（フローラルグリーン）」1点（単価1750円）を含む化粧用品13点を代金合計4万5989円で販売し、同年12月30日、ローナ美容室から代金の振込送金を受けた（乙7の2、乙8、9の3）。

(3) ローナ美容室の代表者であるAは、「私は、下の写真と同じ商品を、2013年11月25日に株式会社北尾化粧品部から購入したことに相違ございません。」と記載された平成26年9月11日付けの購入確認書を作成・提出している。同購入確認書に記載された写真には、商品パッケージの表面、裏面、側面等が掲載され、表面部分には「SALON」「High Quality」「SANLOURAN」の表示が、裏面には「サンローラン」「サロンオーデトワレ」「(オーデコロン)」「株式会社北尾化粧品部」の表示が、側面に「オーデトワレ」「フローラルグリーン」の表示が、それぞれ記載されている(乙13)。

(4) 被告は、平成23年2月9日、はたの真珠(代表者:B)に対し、「商品コード/品名:サロンベースクリーム」12点(単価875円)を含む化粧品ほか41点を代金合計4万7040円で販売し、同年3月3日、はたの真珠から代金の振込送金を受けた(乙10,11)

(5) はたの真珠の代表者であるBは、「私は、下の写真と同じ商品を、2011年2月9日に株式会社北尾化粧品部から購入したことに相違ございません。」と記載された平成26年9月12日付けの購入確認書を作成・提出している。同購入確認書に記載された写真には、商品パッケージの表面及び裏面が掲載され、表面部分には「SALON」「High Quality」「SANLOURAN/BASE CREAM」の表示が、裏面には「サンローラン」「サロンベースクリーム」「株式会社北尾化粧品部」の表示が、それぞれ記載されている(乙14)。

2 本件商標の使用の有無

前記1(2)及び(3)認定の事実によれば、被告が、平成25年11月25日、ローナ美容室に対して販売した「商品コード/品名:オーデトワレ(フローラルグリーン)」の商品パッケージは、ローナ美容室の代表者であるA作成・提出に係る購入確認書記載の写真に掲載されたものであって、商品パッケージの裏面には「サンローラン」の表示がされていることが認められる。そして、同表示は、本件商標と社会通念上同一の商標といえることができる。また、商品である「オーデトワレ(フローラルグリーン)」は、香水の範ちゅうに属するものと認められる(甲18)。

また、前記1(4)及び(5)に認定の事実によれば、被告が、平成23年2月9日、はたの真珠に対して販売した「商品コード/品名:サロンベースクリーム」の商品パッケージは、はたの真珠の代表者であるB作成・提出に係る購入確認書記載の写真に掲載されたものであって、商品パッケージの裏面には「サンローラン」の表示がされていることが認められる。そして、同表示は、本件商標と社会通念上同一の商標といえることができる。また、商品である「サロンベースクリーム」は、化粧下の範ちゅうに属するものと認められる。

そうすると、商標権者である被告は、日本国内において、要証期間内である平成25年11月25日に香水の範ちゅうに属する「オーデトワレ(フローラ

ルグリーン)」を、平成23年2月9日に化粧下の範ちゅうに属する「サロンベースクリーム」を、それぞれ本件商標と社会通念上同一の商標を商品の包装に付して、これを取引先に譲渡したものであるから、各行為は、商標法2条3項2号の「商品の包装に標章を付したものを譲渡し」に当たるといふべきである。

3 原告の主張について

(1) 原告は、本件審決は、被告との関係性の強い取引先の代表者の購入確認書（乙13、14）という、極めて主観的で証拠価値の認められない、いつでも容易に準備作成可能な証拠のみに基づいて、売上傳票に記載の各商品が、上記代表者の購入確認書等に記載された写真に撮影されている各商品であると認定しており、このように著しく客観性を欠く証拠のみを根拠として、売上傳票に記載された各商品の包装に本件商標と社会通念上同一の商標が表示されていたとする認定には誤りがある旨主張する。

しかし、被告取引先の各代表者の作成・提出に係る購入確認書（乙13、14）は、その体裁、内容及び作成名義等について、特段、疑義を生じさせるものではなく、同購入確認書の記載内容に従って事実認定をすることができないとする根拠はない。原告は、上記購入確認書について、その信用性を疑わせるに足りる具体的事実を何ら主張立証しないのであって、その証明力を弾劾する主張立証活動も行ふことなく、被告取引先の各代表者が作成・提出したものであり、容易に準備作成可能な証拠であるとの理由だけで、同購入確認書を、極めて主観的で証拠価値の認められないものであると主張するものにすぎない。

なお、ローナ美容室の代表者作成に係る購入確認書（乙13）に記載された写真は、本件訴訟において被告が提出した検乙3及び乙21に係る商品のパッケージであるものと推認され、はたの真珠の代表者作成に係る購入確認書（乙14）に記載された写真は、本件訴訟において被告が提出した検乙5及び乙23に係る商品のパッケージであるものと推認される。

(2) 原告は、単に売上傳票に記載された商品名と、被告取引先の各代表者の購入確認書等に記載された写真に撮影された商品のパッケージに記載されている商品名が一致しているとしても、そのことをもって、売上傳票に記載された各商品と、上記購入確認書等に記載された写真において撮影されている商品との同一性が客観的に立証されたとはいえず、売上傳票に記載の「オーデトワレ（フローラルグリーン）」、「サロンベースクリーム」の各商品が、被告取引先の各代表者の購入確認書等に記載された写真において撮影されている商品と同一であると認定するためには、例えば、売上傳票に商品コードの記載があり、当該商品コードと同一のコードが商品又は商品の包装箱や、当該商品コードに該当する商品の写真が掲載された商品パンフレットに付されているなど、両者を関連付ける客観的な証拠の提出が必要不可欠である旨主張する。

しかし、前記1において掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、前記1及び2のとおり的事实が認定できるのであって、本件において、それ以上に、売

上傳票に商品コードの記載があり、当該商品コードと同一のコードが商品又は商品の包装箱や、当該商品コードに該当する商品の写真が掲載された商品パンフレットに付されているなどの証拠の提出がなければ、前記1及び2の事実を認定できないというものではない。

なお、被告は、作成日は明らかではないものの、「サンローラン化粧品」として「サロンオーデトワレ（グリーン）、（ブーケ）」及び「サロンベース（下地クリーム）」を含む香水や化粧下、化粧品等を掲載したパンフレット（乙1）を作成し、掲載された商品に対応する商品コードリスト（乙15の1～4）を提出しているところ、ローナ美容室に対する売上傳票（乙7の2）の「商品コード／品名」欄の「オーデトワレ（フローラルグリーン）及びはたの真珠に対する売上傳票（乙10）の「商品コード／品名」欄の「サロンベースクリーム」には、上記コードと同一の商品コード及び上記パンフレットに記載された価格と同一の価格が記載されている。

(3) 以上によれば、原告の主張は、いずれも採用することができない。

4 結論

以上の次第であるから、本件商標の商標権者である被告は、要証期間内に、日本国内において、本件商標と社会通念上同一と認められる商標を、その指定商品中、「香水、化粧下」について使用していたものと認められる。したがって、原告主張の取消事由は理由がなく、原告の本訴請求は棄却されるべきものである。

よって、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 片仮名文字の本件登録商標は昭和32年(1957年12月29日)に出願され、昭和33年9月10日に公告され、昭和34年3月26日に設定登録されたもので、その後、何回か更新登録されている。出願人は現在と変わらないようである。(筆者が弁理士登録したのは昭和35年4月1日である。)

「サンローラン」といえば、フランスの著名なYves Saint-Laurent(1936～)というファッションデザイナーの名前かと思ったが、本件出願時においてはどうだったのだろうか。しかし、本件商標は旧法(大正10年法)時代の出願であったし、指定商品は旧第3類の香料等の化粧品であった。旧法2条8号には、現行法4条1項10号と同趣旨の規定があり、わが国で周知商標であれば外国人を出所とするものでも不登録事由の一つとなっていたから、本件商標は当時まだ前記規定に該当するものではなかったのかも知れない。

2. 本件の原告は、イヴ・サンローラン・パルファンというフランス国の会社であるところ、この会社は被告会社に対し、登録無効審判の請求ではなく、法50条1項の不使用取消審判の請求をしたのである。

しかしながら、特許庁審判部は、被告(被請求人)が提出した使用証明のため

の証拠書類の成立を認容したため、審判請求は不成立に終わったのである。

これについて原告（請求人）は、被告との関係性の強い取引先の代表者の購入確認書という、極めて主観的（恣意的）で証拠価値が低い証拠に基づいているから、著しく客観性を欠く証拠のみを根拠として、売上伝票に記載された各商品の包装に、本件商標を社会通念上同一の商品が表示されていたとする認定は誤りであると主張した。しかし、裁判所は、購入確認書の体裁、内容及び作成内容に従って事実確認することができないとする証拠はない、と認定したのである。

この辺のところは、証拠書類等を見ていないので、何とも批評はできないが、不使用取消の審判請求事件にあっては、被請求人側では使用証明のための書類作りは、取引先との話し合いによって、いかようにも作成することができるのが現状であるから、証拠書類の真正性を否定する裏の裏の証拠を請求人としては入手しなければ、真正性の成立を否定することは困難となるのである。

〔牛木 理一〕

〔本件登録商標〕

(111)登録番号 : 第535017号
(151)登録日 : 昭和34年(1959)3月26日
(210)出願番号 : 商願昭32-36458
(220)出願日 : 昭和32年(1957)12月29日
先願権発生日 : 昭和32年(1957)12月29日
(180)存続期間満了日 : 平成31年(2019)3月26日
最終処分日 :
最終処分種別 :
出願種別 :

商標(検索用) : サンローラン
(541)標準文字商標 :
(561)称呼(参考情報) : サンローラン
(531)図形等分類 :

(732)権利者 :
氏名又は名称 : 株式会社北尾化粧品部

法区分 : 平成18年法
国際分類版表示 : 第9版
(500)区分数 : 1

(511)(512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】 【類似群コード】

- 3 人造じゃ香, その他の香料類(薫料・香精・天然じゃ香・芳香油を除く。), 吸香, におい袋, 香水, その他の香水類, フケ取り香水, 香油, 髪膏, おしろい, 化粧下
- 04C01 04D01 04D02

(540) :

